

第 4 9 8 回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和 6 年 10 月 10 日)

第498回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和6年10月10日（木）12時57分～13時54分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和6年10月1日（火）

招 集 者 会長 北田 國一

3 出席者

委員（15人） 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、米田輝隆、
樋口元武、下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、
野田秀明、谷川正芳、松下博紀

県（5人）	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（4人） 福地次長、太田主任、中林主任、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第84号議案 漁業の免許について

(2) 協議事項

第85号議案 「今後の定数及び申請期間の公示について」の改正について

(3) 報告事項

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

6 議事の経過

12時57分、事務局の福地次長から第498回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し15名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に野田委員と松下委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第84号議案 漁業の免許について】

議長 はじめに、「第84号議案 漁業の免許について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第84号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （漁業の免許について、資料1により、海区漁場計画の変更6件に対し免許申請のあった6件につき、申請のとおり免許することについて説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

箱崎委員 これは地元の中では、了解を得ているという認識で良いでしょうか。51名に対して40名の出席であり、残りの11名は反対意見ということでしょうか。

房尾技師 そうではありません。正組合員が51名おり、総会に出席したのが40名、そのうちの賛成数は39名となっており、2／3以上の賛成が得られているということになります。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

なければ、採決に移ります。それでは、第84号議案 漁業の免許については、原案のとおり免許することとしてよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第84号議案は、原案のとおり免許することに異存ない旨を答申いたします。

(2) 協議事項

【第85号議案「今後の定数及び申請期間の公示について」の改正について】

議長 続いて「第85号議案 今後の定数及び申請期間の公示について」の改正について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第85号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （今後の定数及び申請期間の公示について、資料2により、海区漁業調整委員会

での意見交換を踏まえて文書の改正を行うことについて説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。協議事項ですので、委員の皆さま、忌憚のないご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 以前からこの場で協議されている案件ですが、1ページの1の(3)ですが、定数の変更というのはあくまで担当者、あるいはこの海区漁業調整委員会の裁量で判断されるべきものであるとして、許可を受けたい方が許可申請をされ、許可処分された、或いは許可されないということもあるので、その点についての整合性は県庁内で十分に認識をした上で整理をされないといけません。それだけは気を付けていただきたいと思います。

議長 他にありませんか。ないようですので、本日の意見を参考に進めてください。

(3) 報告事項

【令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について】

議長 それでは議題の報告事項に移ります。「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について」、事務局から報告をお願いします。

福地次長 (令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について報告した。)

議長 ただいま事務局から報告がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

海野委員 29ページの1③で、水産庁の回答に「遊漁船業と漁業の兼業率が7割」という記載がありますが、「プレジャー」という言葉の定義は、勝手に釣りをする人というふうに思っています。その数が圧倒的に多いと思いますが、その点について、水産庁は何も触れていないですね。

福地次長 そこが瀬戸内海とその他の海域との大きな違いになっています。瀬戸内海は岸と水面の落差が低いため、船の乗り降りも簡単にできるので、マイボートを持っている方も多いですが、東京周辺は、岸壁が非常に高く、少々の船では乗り降りや係留ができないため、遊漁船を使われる方が圧倒的に多いようです。そういう理解がかなり強いところがあるため、瀬戸内海でマイボートの遊漁者が多いということを一般的に当てはめてもらえていないという状況があります。そこは引き続き、西日本ブロックの意見として出していかなくはと考えています。

議長 以上で、予定していた議題、報告は以上ですが、委員の皆さま、あるいは県から何かありませんか。

横内課長 (資料を用いて、牡蠣養殖に関する情報提供を行った。)

(主な質疑事項)

- ・ かき殻を用いた増殖場の状況について
- ・ 今後のかき養殖のあり方、計画等について

- ・ かき殻の有効活用について

議 長 他にありませんか。これをもちまして、第 498 回広島海区漁業調整委員会を終了
します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

(1 3 時 5 4 分閉会)